

平成 30 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗  
(コード番号 2540 東証・名証 第1部)  
問合せ先 取締役上席執行役員  
コーポレート本部長 斉藤 隆  
(TEL 03-3462-8138)

### 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 27 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 30 年 8 月 20 日
(2) 処分株式数	49,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,403 円
(4) 処分価額の総額	118,948,500 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬 B I P 信託（以下「B I P 信託」という。）の継続を決議しております。

B I P 信託の概要については、平成 30 年 5 月 23 日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の継続に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結されております役員報酬 B I P 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定された信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に株式を交付及びその換価処分金相当額の金銭を給付（以下「交付等」という。）すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 16,500,000 株に対し 0.30%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 137,370 個に対する割合 0.36%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付等が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成27年9月1日
信託の期間	平成27年9月1日～平成33年8月末日（予定）
制度開始日	平成27年9月1日
議決権行使	行使しないものとします。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前1か月間（平成30年6月27日から平成30年7月26日まで）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である2,403円（円未満切捨て）としております。直前1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該金額は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（平成30年7月26日）の終値2,439円（円未満切捨て）に98.52%（ディスカウント率1.48%）を乗じた額であり、直前3か月間（平成30年4月27日から平成30年7月26日まで）の終値の平均値である2,427円（円未満切捨て）に99.01%（ディスカウント率0.99%）を乗じた額、あるいは同直前6か月間（平成30年1月29日から平成30年7月26日まで）の終値の平均値である2,400円（円未満切捨て）に100.13%（プレミアム率0.13%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込金額につきましては、監査等委員会が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上